

内憂外患の配置業界。配(ハイ)置リスク ハイリターンとなるかノーリターンとなるか？

発行：日本置き薬協会 事務局

先月の本紙において、全配協配置部会が旧来の任意団体組織から抜け出て、一般社団法人格の「一般社団法人全配協医薬品配置団体連合会」となり、通称は従来通りの全配協配置部会となったことを報じた。ところが、この法人化に反対する都道府県協会（協議会）代表、全配協事務局とその関係者が、その存在を認めがたいとして、旧組織の配置部会を存続させることとなった。これにより、配置三団体の中で多数を占めていた全配協が分裂して配置四団体となった。5月の厚労省への要望書提出で三団体の一致した行動から、配置業界一本化の気運が高まるかに見たが、分裂状況の再来により混迷はさらに深まるばかりとなっている。

なお、法人格の全配協加盟協議会の第1回総会が7月20日に開催されたが、出席者数が足らず不成立となった。出席は秋田県、青森県、山形県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、山梨県、岐阜県、大阪府、熊本県、沖縄県と委任状の岩手県、宮城県、福島県、長崎県の協会、協議会代表者。この内おおよそ数県が法人格の全配協加盟協議会に参加すると見られている。

また、これも先月の本紙において触れた、厚労省より発表された「既存配置販売業者の配置員の資質の向上に係わる講習等の実施状況に関する調査の結果について」である。当会はその問題点を以下とした。

無資格、未経験者が単独で第二类医薬品の対面配置販売をしている事実

努力義務としている資質向上研修の講師と実施者に、受講者自らになっている事実

上記研修において、消費者等の参画と都道府県への届け出が少ない事実

厚労省もこの調査結果を問題としており、7月21日開催の全配協政治連盟総会にて医薬食品局総務課藤岡技官が講演の中で次のように述べている。

既存配置販売業者の配置員の資質向上に係わる講習等の実施状況調査結果として、個人配置販売業者以外の配置販売業者の集計結果（有効回答票1101件）では、外部委託を含め、9割が講習等を行なっているものの、課長通知（講習、研修等の標準的実施方法）で求められている「実施体制への消費者等の参画」が28.7%に止まっているほか、「講習の実施方法や実績の情報公開」（63.9%）、「配置員の修了証を携帯させている」（62.3%）、「都道府県への講習等の概要の届出」（67.1%）と7割に達していないことなどを指摘。「改善すべきところは改善してほしい。また、今後も資質向上のための研修について、資質向上通知に則って、より一層の充実を図ってほしい」と要請した。

さらに、当日開催された全配協通常代議員会の開会時の来賓祝辞において、厚生省医薬食品局総務課長代理の山本企画官は、一般用医薬品の新販売制度について「ルールを作っても現場の皆さんに守って頂かなければ意味がない。制度改正の趣旨は、専門家（既存配置ならばしっかり研修された配置員）が対面で消費者に説明したり相談対応して薬を販売いただくことの実践だ。皆さんが協力しあって、現場の個々の配置員さんが十二分に活躍できるよう業界としての取り組みをお願いしたい」と要請。既存配置販売従者の一定水準年間30時間以上研修に関して、「通知に則って、かなり実践して頂いているが、改善して頂きたいこともある。一層の充実、改善を交えながら、資質向上をお願いしたいと思っているし、また新配置、登録販売者といった新しい分野にぜひチャレンジし、配置販売業のさらなる発展を目指して欲しい」と語った。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協